

## V 蔵入・移入貨物の後続業務の可能化

2014年12月11日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



# 1. 蔵入・移入貨物の後続業務のシステム化における検討課題

## 現 状

蔵入貨物に関しては、蔵入承認申請業務以降、貨物情報及び申告情報について、一定期間経過後システムから削除されてしまう。そのため、以下の後続業務が、現行システムでは実施できない（移入貨物についても同じ。）。

- 保税台帳記帳管理（システムによる管理）
- 保税運送申告業務
- 在庫管理業務

## 第6次NACCSにおける仕様（案）

蔵入貨物については、航空貨物の承認申請件数が少ないことから、次期では海上貨物のみをシステム化の対象とする。移入貨物については、在庫管理業務がシステム化に馴染まないことから、第6次NACCSにおいては対応としない。蔵入貨物の後続処理を可能とするため、蔵入後においても貨物情報DBに貨物情報を保持し管理の対象とする。蔵出申告時において、蔵入申請時の申告情報の呼出しを可能とする。蔵入後におけるシステムによる改装・仕分や保税運送を可能とする。

## 検討課題

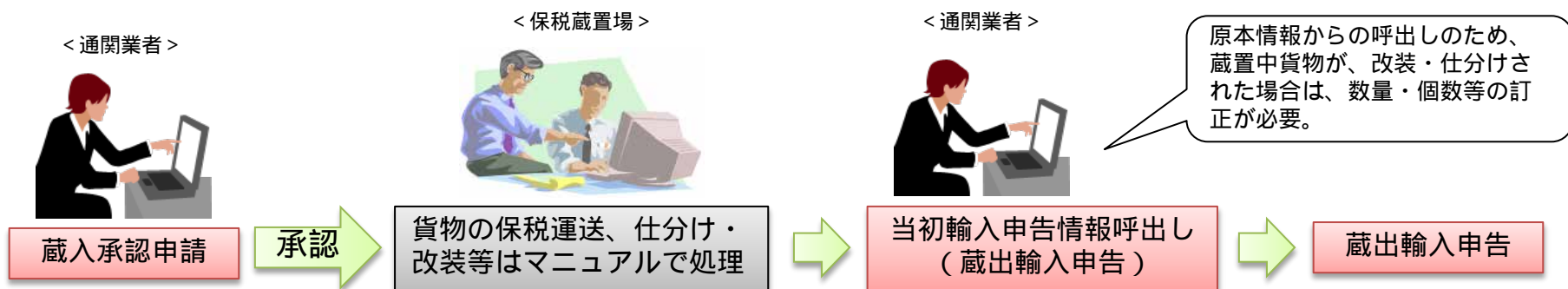
貨物情報DBによる管理を実現するため、システム参加蔵置場では搬入、改装・仕分、搬出等の入力が必要となるが、既に、自社システムで在庫管理を行っている者にとっては二重管理が発生する可能性がある。蔵出申告時において、貨物情報DBとのチェック処理が必須となる（現状では、貨物情報の有無に関わらず、蔵出申告は可能となっている。）。

上記課題をふまえ、第6次NACCSにおいて、蔵入後の後続業務を可能とすることの是非について、検討が必要である。

## 2. 蔵入貨物の後続業務の可能化

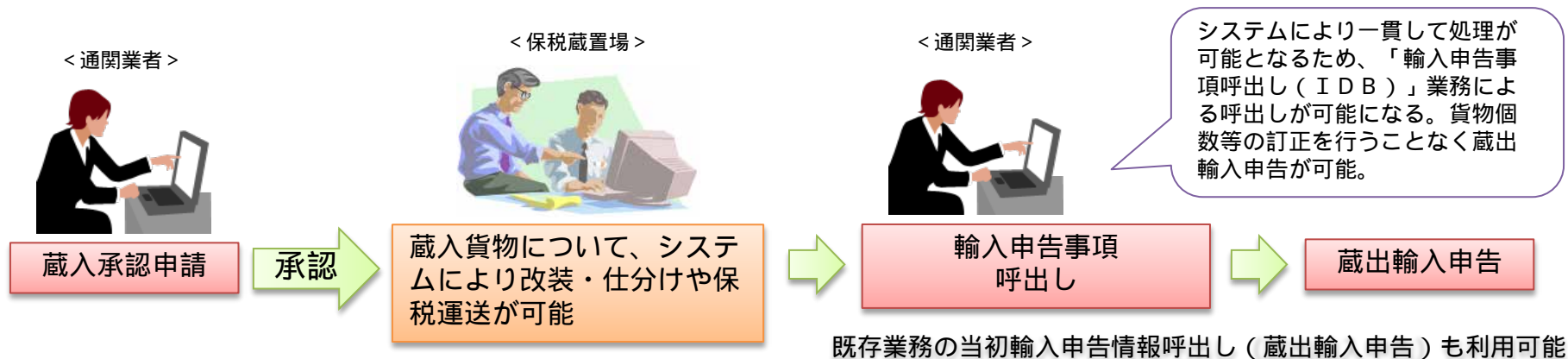
### < 現状 >

蔵入承認貨物は、承認の一定期間後に貨物情報等が削除されるため、システムによる後続業務が実施できない。



### < 第6次 >

蔵入承認後においてもシステムによる後続業務を実施可能とする（海上貨物に限る）。



### 実施可能となる事項

蔵入承認済貨物について、一定期間後であっても、以下の業務をシステムにより実施可能とする。

- ) 蔵入承認済貨物に関する搬出入管理
- ) 蔵入承認済貨物の改装・仕分け
- ) 蔵入承認済貨物情報の呼出し

蔵出輸入申告を実施する際に、改装、仕分け後の情報を呼出すことができるため、入力作業が軽減される。

- ) 蔵入承認済貨物の保税運送申告
- ) 蔵入承認済貨物情報の照会

蔵入承認済貨物の情報をオンラインで照会可能とする。

・・・承認後、2年間を可能期間とする予定。

### 新規業務

以下の業務を新設する。

新規業務名	利用者	業務の概要
蔵入貨物取扱登録【KHS】(仮)	CY、保税蔵置場、通関業、海貨業、NVOCC	保税蔵置場に蔵置されている蔵入承認済貨物について、改装及び仕分けの登録、取消しを行う。

#### 既存業務の変更

以下の業務を変更する。

変更対象業務名	変更の概要
保税運送申告 【OLC / OLC11】	保税運送申告機能の対象に、蔵入承認済貨物を、追加する。
搬入確認登録（保税運送貨物） 【BIA】	搬入確認登録機能の対象に、蔵入承認済貨物を、追加する。
搬出確認登録（保税運送貨物） 【BOA】	搬出確認登録機能の対象に、蔵入承認済貨物を、追加する。
保税運送申告（承認）変更 【SOT】	保税運送申告後承認前の訂正、取消し、また承認後の訂正、取消し機能の対象に、蔵入承認済貨物を、追加する。
輸入申告事項呼出し 【IDB】	蔵入承認済貨物を呼出して蔵出輸入申告等に利用することを可能とする。
貨物情報照会 【ICG】	蔵入承認済貨物について、貨物情報の照会を可能とする。
貨物在庫状況照会 【IWS】	蔵入承認済貨物について、貨物在庫状況の照会を可能とする。

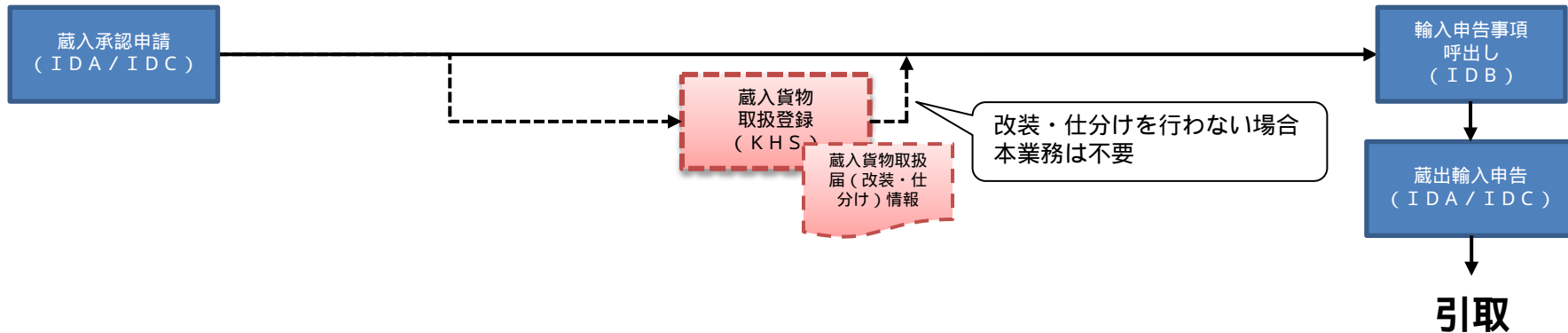
#### 管理資料の変更

以下の管理資料を変更する。

- ・ G01 輸入貨物搬出入データ
- ・ G04 貨物取扱等実績データ
- ・ G05 貨物取扱等一覧データ

### 併せ運送なし

通関場所 (蔵入先)

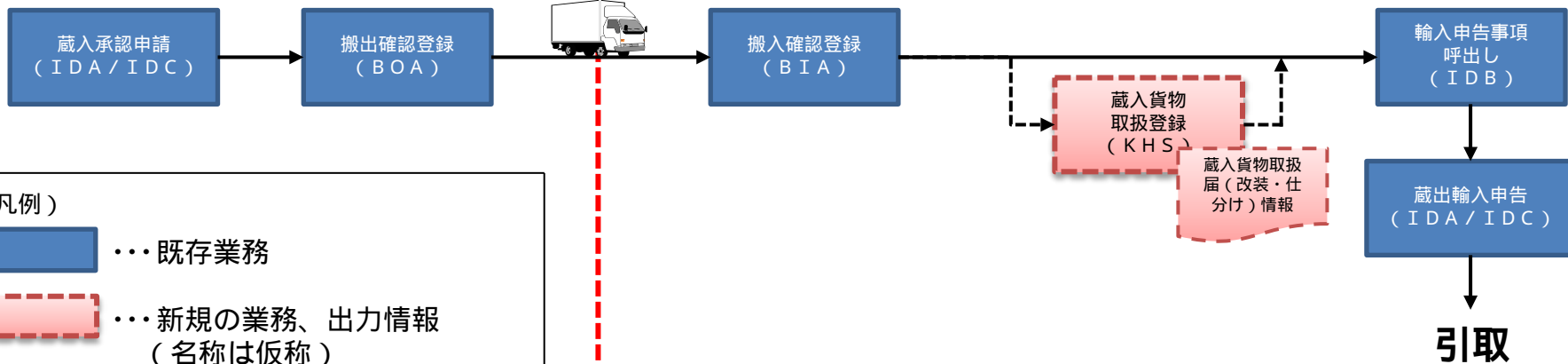


### 併せ運送あり

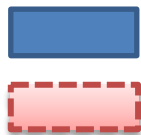
通関場所



蔵入先



(凡例)



…既存業務

…新規の業務、出力情報  
(名称は仮称)

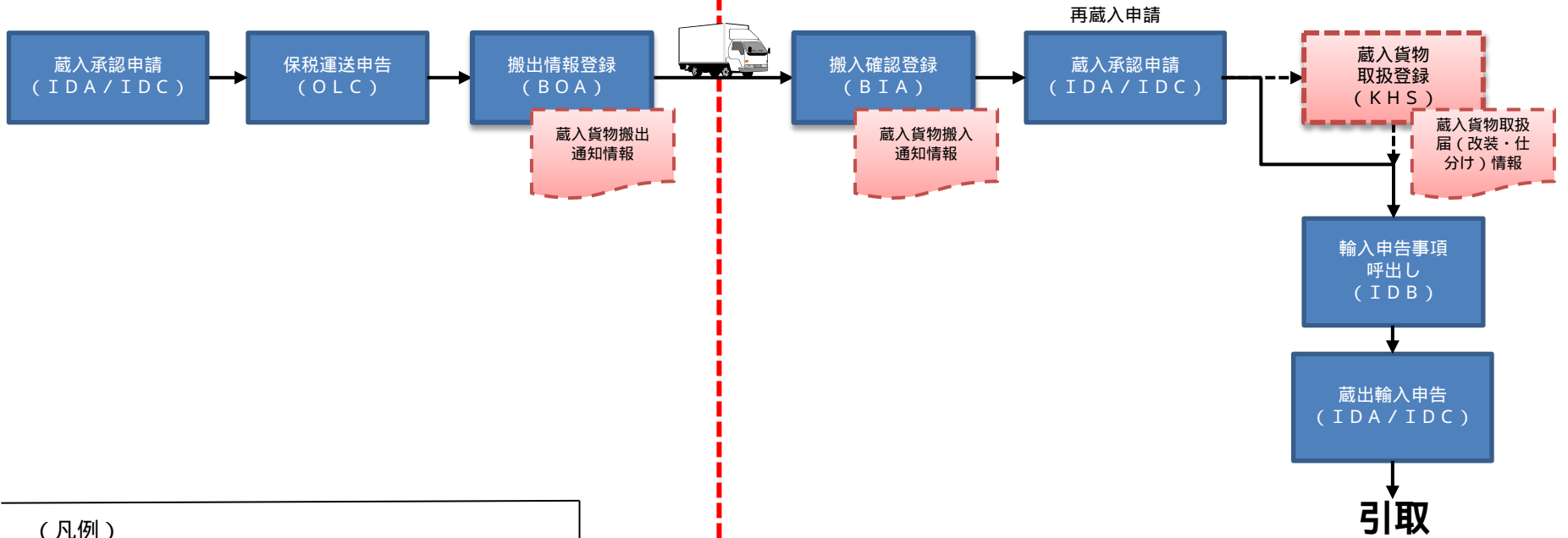
・既存の出力情報は記載を省略

保税運送申告あり

蔵入先 A



蔵入先 B



(凡例)



…既存業務



…新規の業務、出力情報  
(名称は仮称)

・既存の出力情報は記載を省略